単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

（担当：中溝、金﨑　電話：222-3952）

件　　名	（単価契約）使用済乾電池等の積込及び運搬委託
予 定 数 量	積込及び運搬業務　１４回／年
契 約 期 間	令和９年４月１日　から　令和１０年３月３１日まで
契 約 条 件	「使用済乾電池等の積込及び運搬委託仕様書」のとおり

使用済乾電池等の積込及び運搬委託仕様書

電池類（使用済乾電池、充電式電池など）、水銀体温計及び水銀血圧計（以下「使用済乾電池等」という。）の積込及び運搬業務の委託に関し、京都市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に対し、次のとおり業務を委託する。

（目的）

第１条　甲は、使用済乾電池等の積込及び運搬を乙に委託する。

（法令の遵守）

第２条　乙は、細心の注意を持って本委託業務を履行し、これに伴う諸法令は遵守する。

（委託業務内容）

第３条　次の各号に定める内容のもと、積込及び運搬業務を行うこと。

⑴　実施日時

甲乙協議のうえ決定する。

⑵　履行場所

積込及び搬出場所

ア　焼却灰溶融施設（京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138他）

イ　西部圧縮梱包施設（京都市西京区大枝沓掛町２６）

※　積込・搬出場所は原則としてアとする。ただし、管理上の都合または緊急時等、甲が認めた場合に限り、イから積込・搬出させる場合がある。

⑶　搬入場所

ア　本業務における物品の搬入場所は、野村興産株式会社イトムカ鉱業所（北海道北見市留辺蘂町富士見２１７－１）を予定している。

イ　甲は、アに定める搬入場所が正式に確定したときは、乙に対し速やかに通知する。

ウ　甲は、アで予定する搬入場所の変更を原因として、運搬距離の増減、ルートの変更、その他収集運搬業務に要する費用に変動が生じた場合であっても、その増額分についての支払いや補償は一切行わない。

⑷　履行場所への出入

当該施設の指示に従い、適切に出入すること。

⑸　保管状態

ＪＩＳ規格に定められている２００ℓ入りのドラム缶で保管しており、概ね中身が満載になった状態で、蓋を乗せ、積み上げず並べておく。

⑹　１回当たりの積込及び運搬本数及び重量

１回当たりドラム缶約４０本、総重量で約１５トンの積込及び運搬を行うこと。

⑺　納品書の発行

搬入場所への搬入時に納品書を発行すること（様式自由。ただし、発行日、委託者及び受託者の名前、回収したドラム缶の本数を記載する。）。

⑻　積込時等の注意点

積込や運搬の際はドラム缶に過度な衝撃を与えないよう十分注意すること。

⑼　臨機の措置

ア　乙は、業務の遂行上、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。

イ　乙は、臨機の措置を講じるとき、あるいは講じたときは、速やかに甲に協議し、又は報告しなければならない。

（機材の準備）

第４条　乙は、１本当たり約３５０キログラムのドラム缶を持ち上げ、トラックに積み込むことができる性能を有したリフト類一式や約１５トン分の使用済乾電池等を積み込むことができるトラック等、積込及び運搬業務に必要な全ての機材を用意すること。

２　搬入場所においてドラム缶を積み下ろす際に、野村興産株式会社イトムカ鉱業所が所有するフォークリフト等を借用する場合は、その費用は乙が負担することとなるため留意すること。

３　その他、積込み及び運搬に係る費用については、乙が負担すること。

（委託期間）

第５条　この契約による委託期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（支払の方法）

第６条　甲は、乙からの委託業務の完了報告を受け、その委託業務の履行を確認した後、乙の請求に基づき、委託料及び消費税を３０日以内に支払うものとする。

２　委託業務は、使用済乾電池等が本市保管施設で積み込まれた後、処理施設まで運搬され、運搬確認が行われた時点で１回の履行とする。

（履行期限）

第７条　１回の履行期限は、本市保管場所での使用済乾電池等の積込後、１箇月以内かつ令和１０年３月３１日までとする。

（期間延長の申出）

第８条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対してその事由を記した文書を提出して期限延長の申出をすることができる。この場合は、甲はその申出を相当と認めたときは、これを承認するものとする。

２　前項の申出は、期限内にしなければならない。ただし、特別の事由のある場合においては、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第９条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第１０条　乙は、委託業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（報告）

第１１条　甲は、必要と認めるとき、乙に対し、委託業務状況について報告を求めることができる。

（事故時の措置）

第１２条　乙は、使用済乾電池等の運搬途上において、重大な事故が発生した時は直ちに応急の措置を取るとともに、速やかに、その状況を甲に報告しなければならない。

（損害賠償）

第１３条　乙は、重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（守秘義務）

第１４条　乙は、本契約履行にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後も同様とする。

（契約の解除）

第１５条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、異議の申立て又は補償金等の請求はできないものとする。

⑴　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第１号から同条第３号までに定める委託基準に適合しなくなったとき。

⑵　前号のほか、乙が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められたとき。

（その他）

第１６条　予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

２　本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙で協議して定めるものとする。